

平成30年度栃木県議会 第354回通常会議案（1）目次

第1号議案	平成31年度栃木県一般会計予算	1
第2号議案	平成31年度栃木県公債管理特別会計予算	23
第3号議案	平成31年度栃木県営林事業特別会計予算	29
第4号議案	平成31年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	35
第5号議案	平成31年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	39
第6号議案	平成31年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	45
第7号議案	平成31年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	51
第8号議案	平成31年度栃木県国民健康保険特別会計予算	55
第9号議案	平成31年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算	61
第10号議案	平成31年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	65
第11号議案	平成31年度栃木県流域下水道事業特別会計予算	71
第12号議案	平成31年度栃木県病院事業会計予算	81
第13号議案	平成31年度栃木県電気事業会計予算	87

第14号議案	平成31年度栃木県水道事業会計予算	93
第15号議案	平成31年度栃木県工業用水道事業会計予算	97
第16号議案	平成31年度栃木県用地造成事業会計予算	101
第17号議案	平成31年度栃木県施設管理事業会計予算	105
第18号議案	病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の制定について	109
第19号議案	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について	111
第20号議案	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について	115
第21号議案	栃木県手数料条例等の一部改正について	121
第22号議案	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	239
第23号議案	栃木県民生委員定数条例の一部改正について	241
第24号議案	健康長寿とちぎづくり推進条例及び栃木県がん対策推進条例の一部改正について	243
第25号議案	栃木県安心こども基金条例の一部改正について	245
第26号議案	県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について	247
第27号議案	学校職員定数条例の一部改正について	251
第28号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について	253

第29号議案	栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例の廃止について	255
第30号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について	257
第31号議案	県道路線の廃止について	259
第32号議案	包括外部監査契約の締結について	261
第33号議案	一級河川の指定に関する意見について	263

第1号議案

平成31年度栃木県一般会計予算

平成31年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 805,290,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額	
1 県	税	254,000,000	
	1 県	民 税	88,164,000
	2 事	業 税	59,346,000
	3 地	方 消 費 税	35,751,000
	4 不	動 産 取 得 税	5,727,000
	5 県	た ば こ 税	2,230,000
	6 ゴ	ル フ 場 利 用 税	2,120,000
	7 自	動 車 取 得 税	1,662,000
	8 軽	油 引 取 税	22,453,000
	9 自	動 車 税	36,517,000
	10 鉦	区 税	7,000
11 狩	猟 税	23,000	

款	項	金額
2 地方消費税清算金		77,603,000
3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	77,603,000
		36,300,000
1	1 地方法人特別譲与税	33,000,000
2	2 地方揮発油譲与税	3,000,000
3	3 石油ガス譲与税	200,000
4	4 自動車重量譲与税	100,000
4 地方特例交付金		3,100,000
1	1 地方特例交付金	1,300,000
2	2 子ども・子育て支援臨時交付金	1,800,000
5 地方交付税		120,800,000
1	1 地方交付税	120,800,000
6 交通安全対策特別交付金		600,000
1	1 交通安全対策特別交付金	600,000
7 分担金及び負担金		2,647,948

	1 負	担	金	2,647,948				
8 使用材料及び手数料				10,988,120				
	1 使	用	料	7,596,791				
	2 手	数	料	3,391,329				
9 国庫支出金				90,634,843				
	1 国	庫	負	担	金	43,767,316		
	2 国	庫	補	助	金	44,173,930		
	3 委		託		金	2,693,597		
10 財産収入				1,552,645				
	1 財	産	運	用	収	入	708,135	
	2 財	産	産	売	払	収	入	844,510
11 寄附金				191,080				
	1 寄		附		金	191,080		
12 繰入金				25,058,735				
	1 特	別	会	計	繰	入	金	373,973
	2 基	金	繰	入	金	24,684,762		

款	項	金額
13 繰越金		1,000,000
14 諸収入	1 繰越金	1,000,000
	1 延滞金、加算金及び過料等	72,513,629
	2 県預金利子	393,894
	3 貸付金元収入	134
	4 受託事業収入	57,970,597
	5 収益事業収入	1,159,530
	6 利子割精算金収入	11,130,902
	7 雑収入	50
15 県債		1,858,522
		108,300,000
	1 県債	108,300,000
歳入	合計	805,290,000

歳出 (単位千円)		
款	項	金額
1 議	会費	1,538,698
	1 議	1,538,698
2 総務	費	34,842,233
	1 総務管理費	14,198,758
	2 企画費	5,459,801
	3 徴税費	8,658,235
	4 市町村振興費	2,089,619
	5 選挙費	1,622,152
	6 防災費	1,055,447
	7 統計調査費	595,684
	8 人事委員会費	132,790
	9 監査委員費	184,682
10 国体・障害者スポーツ大会費	845,065	

款	項	金額
3 民 生 費		107,037,691
	1 社 会 福 祉 費	61,443,592
	2 児 童 福 祉 費	35,407,616
	3 生 活 保 護 費	3,762,360
	4 災 害 救 助 費	697,671
4 衛 生 費	5 県 民 生 活 費	5,726,452
		57,123,018
	1 公 衆 衛 生 費	27,786,731
	2 環 境 衛 生 費	3,288,767
	3 保 健 所 費	2,106,424
5 勞 働 費	4 医 薬 費	16,309,541
	5 病 院 費	4,267,574
	6 環 境 对 策 費	3,363,981
		2,471,550
	1 勞 政 費	363,144

	2 職 業 訓 練 費	1,817,317
	3 失 業 対 策 費	183,174
	4 労 働 委 員 会 費	107,915
6 農 林 水 産 業 費		37,007,390
	1 農 業 費	11,921,138
	2 畜 産 業 費	4,637,809
	3 農 地 費	10,726,449
	4 林 業 費	9,030,512
	5 水 産 業 費	665,572
	6 自 然 保 護 費	25,910
7 商 工 費		55,367,844
	1 商 工 費	53,790,897
	2 観 光 費	1,576,947
8 土 木 費		91,727,937
	1 土 木 管 理 費	5,658,440
	2 道 路 橋 り よ う 費	47,463,668

款	項		額
			金
	3 河	川 費	17,658,224
	4 都	市 計 画 費	18,725,247
	5 住	宅 費	2,222,358
9 警	察	費	44,640,014
	1 警	察 管 理 費	43,325,665
	2 警	察 活 動 費	1,314,349
10 教	育	費	186,646,464
	1 教	育 總 務 費	24,358,471
	2 小	学 校 費	66,434,908
	3 中	学 校 費	39,867,022
	4 高	等 学 校 費	35,396,289
	5 特	別 支 援 学 校 費	14,734,492
	6 社	会 教 育 費	1,530,198
	7 保	健 体 育 費	4,325,084
11 災	害	復 旧 費	2,625,442

		1 農林水産施設災害復旧費	198,881
		2 土木施設災害復旧費	2,415,954
		3 果有施設等災害復旧費	10,607
12 公債費			104,034,399
		1 公債費	104,034,399
13 諸支出金			79,727,320
		1 地方消費税清算金	34,806,000
		2 利子割交付金	407,000
		3 地方消費税交付金	39,085,000
		4 ゴルフ場利用税交付金	1,487,000
		6 自動車取得税交付金	1,200,000
		7 利子割精算金	320
		8 配当割交付金	1,034,000
		9 株式等譲渡所得割交付金	1,038,000
		10 環境性能割交付金	670,000
14 予備費			500,000

款	項		金	額
	1 予	備	費	500,000
歲	出 合		計	805,290,000

第2表 継続費		(単位千円)			
款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務	1 総務管理費	那須庁舎設計費	149,151	平成31年度	80,707
				平成32年度	68,444
4 衛生	6 環境対策費	県南体育館省エネ設備整備費	63,567	平成31年度	50,854
				平成32年度	12,713
8 土木	1 土木管理費	県南体育館特定天井落下防止改修費	428,682	平成31年度	300,076
				平成32年度	128,606
9 警察	1 警察管理費	宇都宮東警察署庁舎建設費	3,788,667	平成31年度	332,220
				平成32年度	2,280,441
				平成33年度	1,176,006
10 教育	7 保健体育費	宇都宮地区独身寮建設費 日光霧降アイヌ対策 漏水対策費	683,518	平成31年度	128,311
				平成32年度	1,154,798
				平成31年度	136,704
				平成32年度	341,760

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
								平成33年度			205,054
		射	撃	場	改	修	費	平成31年度			287,441
								平成32年度			431,163
		日	光	霧	降	ア	イ	ス	ア	リ	ナ
		音	響	設	備	改	修	費			7,977
								平成31年度			7,977
								平成32年度			71,787

第3表 債務負担行為

		(単位千円)		
事	項	期	間	限 度 額
総合庶務事務システム改修費		平成32年度		27,830
自動車税納税通知書等封入封緘業務委託料		平成32年度		14,022
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償				1,000,000
森林路網整備事業		平成32年度		15,000
県単治山事業		平成32年度		30,000
自然公園等施設整備事業(県単)		平成32年度		5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に對する損失補償(平成31年度融資保証分)				経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に對する損失補償(平成31年度融資保証分)				創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の2分の1に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証 に 対する損失補償（平成31年度融資保証分）	新事業開拓支援資金融資保証のうちに、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合には当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額					
栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証 に 対する損失補償（平成31年度融資保証分）	経営改善資金融資保証のうちに、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合には当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額					
栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証 に 対する損失補償（平成31年度融資保証分）	経営サポート資金融資保証のうちに、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合には当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）					
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証 に 対する損失補償（平成31年度融資保証分）	小規模企業資金融資保証のうちに、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合には当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額					

栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金 融資保証に対する損失補償（平成31年度融資保証分）	栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃 木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生 ずる代位弁済額の80分の25に相当する額			
離職者等再就職訓練事業費	平成32年度から平成33年度まで	453,871		
農業近代化資金利子補給	平成32年度から平成54年度まで	506,634		
農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成32年度から平成49年度まで	56,874		
奨励品種決定基本調査委託事業	平成32年度	160		
大家畜特別支援資金利子補給	平成32年度から平成56年度まで	4,347		
養豚特別支援資金利子補給	平成32年度から平成46年度まで	1,474		
水利施設整備事業 （真弓地区ゲートポンプ製作・据付工事）	平成32年度	240,000		
平成31年度県営住宅整備事業	平成32年度から平成33年度まで	28,000		
芳賀町道路整備受託事業	平成32年度	300,000		
道路照明ESCO事業（県央地域）	平成32年度から平成41年度まで	1,923,100		
道路保全事業（補助）	平成32年度	1,000,000		
快適で安全な道づくり事業（補助）	平成32年度	6,600,000		
快適で安全な道づくり事業（補助）	平成32年度から平成33年度まで	1,400,000		
河川受託事業	平成32年度	60,000		

事 項	期 間	限 度	額
安全な川づくり事業（補助）	平成32年度		550,000
安全な川づくり事業（補助）	平成32年度から平成33年度まで		1,800,000
ダム施設保全事業（補助）	平成32年度		280,000
砂防施設づくり事業（補助）	平成32年度		700,000
街路づくり事業（補助）	平成32年度		700,000
総合スポーツゾーン整備事業（公園整備）	平成32年度		1,120,136
道路保全事業（県単）	平成32年度		1,600,000
快適で安全な道づくり事業（県単）	平成32年度		700,000
河川砂防保全事業（県単）	平成32年度		250,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	平成32年度		300,000
河川砂防施設づくり事業（県単）	平成32年度		45,000
水防費	平成32年度		220,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	平成32年度		10,000
とちぎ学力向上推進事業費	平成32年度		29,543

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備費	5,886,000	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。
地域鉄道対策事業費	44,000	同	同	同
防災行政ネットワーク整備費	353,000	同	同	同
社会福祉施設整備費	1,235,000	同	同	同
被災者生活再建支援基金拠出金	627,000	同	同	同
県営最終処分場関連整備費	550,000	同	同	同
土地改良事業費	1,989,000	同	同	同
林道事業費	48,000	同	同	同
治山事業費	986,000	同	同	同
県単林道事業費	24,000	同	同	同

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法
県単治山事業費	55,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行なった後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができるとする。	上
自然公園等施設整備費	277,000	同	同	上	同
国庫補助道路事業費	11,628,000	同	同	上	同
国庫補助河川改良費	2,702,000	同	同	上	同
国庫補助砂防費	1,548,000	同	同	上	同
国庫補助街路事業費	1,713,000	同	同	上	同
公園緑地整備費	338,000	同	同	上	同
総合スポーツゾーン整備費	7,558,000	同	同	上	同
県営住宅建設事業費	744,000	同	同	上	同
県有建築物耐震化推進事業費	704,000	同	同	上	同
直轄道路事業負担金	2,780,000	同	同	上	同
直轄河川事業負担金	1,244,000	同	同	上	同

直轄砂防事業負担金	2,761,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	8,527,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	2,113,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	160,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	287,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併推進事業費	1,368,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備費	751,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	1,150,000	同	上	同	上	同	上
学校施設整備費	1,972,000	同	上	同	上	同	上
教育施設等整備費	1,128,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	4,000,000	同	上	同	上	同	上
農林水産施設災害復旧費	62,000	同	上	同	上	同	上
土木施設災害復旧費	888,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	40,000,000	同	上	同	上	同	上
計	108,300,000						

第2号議案

平成31年度栃木県公債管理特別会計予算

平成31年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,213,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		10,016,760
	1 一般会計繰入金	4,350,060
2 県債	2 基金繰入金	5,666,700
		45,197,000
	1 県債	45,197,000
歳入	合計	55,213,760

歳出			(単位千円)	
款	項	金額		
1 公債費		55,213,760		
	1 公債費	55,213,760		
歳出	合計	55,213,760		

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一 一般会計借換債	45,197,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるための必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができず。

第3号議案

平成31年度栃木県営林事業特別会計予算

平成31年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ464,280千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用材料及び手数料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		17,767
	1 国庫補助金	17,767
3 財産収入		172,850
	1 財産売却収入	172,850
4 繰入金		236,169
	1 一般会計繰入金	236,169
5 繰越金		21,918
	1 繰越金	21,918
6 諸収入		3,949
	1 預金利子	1

款	項	金	額
	2 雜	入	3,948
歲	入	合 計	464,280

歳出			(単位千円)	
款	項	金額	金額	金額
1 県 営 林 事 業 費				191,695
	1 県 営 林 事 業 費			191,695
2 公 債 費				272,285
	1 公 債 費			272,285
3 予 備 費				300
	1 予 備 費			300
歳 出	合 計			464,280

第4号議案

平成31年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成31年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款		項	金額
1 貸付	勘定		213,000
		1 繰入金	150
		2 繰越金	209,350
2 業務	勘定	3 貸付金収入	3,500
			1,770
		1 繰入金	1,314
		2 繰越金	1
歳入	合計	3 預金利子	154
		4 雑入	301
		合計	214,770

歳出		(単位千円)	
款	項	金額	額
1 貸付	定		213,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付金		213,000
2 業務	定		1,770
	1 管理指導事務費		1,616
	2 予備費		154
歳出	合計		214,770

第5号議案

平成31年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

平成31年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,689,610千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 諸収入		2,394,618
	1 貸付金元利収入	2,394,618
2 県債		1,294,992
	1 県債	1,294,992
歳入	合計	3,689,610

歳出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金			1,294,992
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金		1,294,992
2 公費			2,394,618
	1 公債費		2,394,618
歳出	合計		3,689,610

第2表 地方債 (単位千円)						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
栃木県立がんセンター貸付金	1,210,664	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができず。		
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	84,328	同	同	同		
計	1,294,992					

第6号議案

平成31年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成31年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 532,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		259,201
	1 繰越金	259,201
3 諸収入		272,879
	1 貸付金収入	262,925
	2 預金利息	11
	3 雑収入	9,943
歳入	合計	532,080

(単位千円)			
歳 出	款	項	金 額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		532,080
		1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	532,080
歳	出	合 計	532,080

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
母子福祉社 資金	平成32年度から平成36年度まで		318,096
寡婦福祉社 資金	平成32年度から平成36年度まで		26,658
父子福祉社 資金	平成32年度から平成36年度まで		50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校就学期間中		
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年以内		
生活資金	知識技能を習得している期間中、医療等を受けている期間中、母子家庭等となり生活が安定するまでの間又は失業している期間中離職の日から1年を超えない範囲内の期間		

第7号議案

平成31年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

平成31年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 294,160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 共済掛金収入		21,253
1 共済掛金収入		21,253
2 国庫支出金		53,520
1 国庫補助金		53,520
3 繰入金		56,891
1 一般会計繰入金		56,891
4 繰越金		15
1 繰越金		15
5 諸収入		162,481
1 年金給付金収入		162,480
2 預金利子		1
歳入	合計	294,160

歳出			(単位千円)	
款	項	金	額	
1 心身障害者扶養共済事業費			294,160	
	1 心身障害者扶養共済事業費		294,160	
歳出	合計		294,160	

第8号議案

平成31年度栃木県国民健康保険特別会計予算

平成31年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 183,608,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		62,436,109
	1 負担金	62,436,109
2 国庫支出金		52,981,929
	1 国庫負担金	39,371,463
	2 国庫補助金	13,610,466
3 財産収入		1,004
	1 財産運用収入	1,004
4 繰入金		12,706,725
	1 一般会計繰入金	12,454,020
	2 基金繰入金	252,705
6 諸収入		55,483,093
	1 雑収入	55,483,093

款	入	合	項	金	額
歲	入	計	計	183,608,860	183,608,860

(単位千円)			
歳 出	款	項 目	金 額
1	国民健康保険事業費	1 国民健康保険事業費	183,608,860
		1 国民健康保険事業費	183,608,860
歳	出	合 計	183,608,860

第9号議案

平成31年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算

平成31年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 217,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		6
	1 負担金	6
2 繰越金		140,546
	1 繰越金	140,546
3 諸収入		76,648
	1 貸付金元利収入	76,446
	2 預金利子	200
	3 雑収入	2
	歳入合計	217,200

歳出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 小規模企業者等資金貸付事業費			163,524
	1 小規模企業者等資金貸付事業費		163,524
2 公債			53,676
	1 公債	債費	53,676
歳	出	合	計
			217,200

第10号議案

平成31年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成31年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 農業改良資金貸付勘定		2,843
	1 繰越金	2,843
2 農業改良資金業務勘定	1 繰入金	1,767
	2 繰越金	1,465
	3 預金	151
	4 雑収入	1
3 就農支援資金貸付勘定		111,086
	2 繰越金	14,006
	3 貸付金収入	97,080
4 就農支援資金業務勘定		1,724
	1 繰入金	1,713

款	項	金	額
	3 預 金 利 子		10
	4 雜 入		1
歲	入 合 計		117,420

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 農業改良資金貸付勘定			2,843
	1 国庫補助金納付金		1,891
	2 繰出金		952
2 農業改良資金業務勘定			1,767
	1 管理指導事務費		967
	2 予備費		800
3 就農支援資金貸付勘定			111,086
	1 就農支援資金貸付金		5,000
	2 公債費		70,724
	3 繰出金		35,362
4 就農支援資金業務勘定			1,724
	1 管理指導事務費		1,124
	2 予備費		600

款	項	金	額
總	出	合 計	117,420

第11号議案

平成31年度栃木県流域下水道事業特別会計予算

平成31年度栃木県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,087,230千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,330,293
	1 負担金	3,330,293
2 使用料及び手数料		3,846
	1 使用料	3,846
3 国庫支出金		915,960
	1 国庫補助金	915,960
4 繰入金		1,054,397
	1 一般会計繰入金	1,054,397
5 繰越金		447,731
	1 繰越金	447,731
6 諸収入		1,027,665
	1 預金利子	1

款	項		金額
	2 受託事業収入		755,592
	3 雑入		272,072
7 県債			302,900
	1 県債		302,900
8 財産収入			4,438
	2 財産運用収入		4,438
歳入	合計		7,087,230

歳出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			6,020,944
	1 流域下水道管理事業費		4,385,345
	2 流域下水道建設事業費		1,635,599
2 公債費			1,066,286
	1 公債費		1,066,286
歳出	合計		7,087,230

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
鬼怒川上流流域下水道管理費(上流処理区)	平成32年度から平成34年度まで		1,375,000
巴波川流域下水道管理費	平成32年度から平成34年度まで		1,470,000
平成31年度鬼怒川上流流域下水道建設費(上流処理区)	平成32年度		153,000
平成31年度巴波川流域下水道建設費	平成32年度		207,000
平成31年度北那須流域下水道建設費	平成32年度		162,000
平成31年度渡良瀬川下流流域下水道建設費(大岩藤処理区)	平成32年度		153,000
平成31年度渡良瀬川下流流域下水道建設費(思川処理区)	平成32年度から平成34年度まで		1,800,000

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	302,900	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行うた後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分ち元均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。

第12号議案

平成31年度栃木県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度栃木県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	岡 本 台 病 院
1 病 床 数	221床
2 年 間 患 者 数	
(1) 入 院	63,786人
(2) 外 来	33,211人
3 一 日 平 均 患 者 数	
(1) 入 院	174人
(2) 外 来	138人

区 分	岡 本 台 病 院
4 主要な建設改良事業	
(1) 病院建設費	70,844千円
(2) 器械備品費	13,780千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第1款 岡 本 台 病 院 事 業 収 益	2,822,000千円	
第1項 医 業 収 益	1,978,446千円	
第2項 医 業 外 収 益	843,552千円	
第3項 特 別 利 益	2千円	
第1款 岡 本 台 病 院 事 業 費 用		2,748,000千円
第1項 医 業 費 用		2,736,314千円
第2項 医 業 外 費 用		10,684千円
第3項 特 別 損 失		2千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額91,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31千円及び当年度分損益勘定留保資金90,969千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 岡本台病院 資本的収入 212,000千円

第1項 企業債 91,000千円

第2項 負担金 121,000千円

支 出

第1款 岡本台病院 資本的支出 303,000千円

第1項 建設改良費 86,215千円

第2項 企業債償還金 216,785千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
岡本台病院施設整備事業	70,000千円	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。
岡本台病院器械備品整備事業	13,000千円	同	同	同
岡本台病院器械備品整備事業 借換	8,000千円	同	同	同
計	91,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医療費用

2 医療外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 1,699,950千円
- 2 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、380,749千円と定める。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第13号議案

平成31年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量	229,953,000キロワット時
2	主要な建設改良事業	
	風見発電所建設事業	事業費 107,940千円
	小百川発電所建設事業	事業費 152,785千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		2,257,000千円
第1項 営業収益		2,173,022千円

第2項 財務收益	700千円
第3項 事業外収益	83,277千円
第4項 特別利益	1千円

支 出

第1款 電気事業費用	2,154,000千円
第1項 営業費用	2,024,816千円
第2項 財務費用	30,450千円
第3項 事業外費用	96,734千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 532,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,068千円、減債積立金 3,130千円、建設改良積立金 121,282千円、地域振興積立金43,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 311,520千円で補てんするものとする。）。

第1款 資本的収入	351,000千円	収 入
第1項 企業債	350,000千円	

第2項 長期貸付金償還金	600千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 雑収入	399千円
支 出	
第1款 資本的支出	883,000千円
第1項 建設改良費	648,293千円
第2項 企業債償還金	189,697千円
第3項 投資	10千円
第4項 繰出金	43,000千円
第5項 予備費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
風見発電所主要機器等撤去工事	平成32年度から平成34年度まで	523,754千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
川治第一発電所設備更新事業	137,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
足尾発電所設備更新事業	130,000千円	同	同	同
風見発電所全面改修事業	83,000千円	同	同	同
計	350,000千円			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 497,477千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第14号議案

平成31年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量	22,355,280㎡
2 主要な建設改良事業	
北那須水道用水供給建設事業	事業費 345,835千円
鬼怒水道用水供給建設事業	事業費 539,816千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		2,157,000千円
第1項 営業収益		2,012,268千円

第2項 営業外収益 144,730千円

第3項 特別利益 2千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用 2,017,000千円

第1項 営業費用 1,904,905千円

第2項 営業外費用 110,095千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,043,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,168千円、減債積立金 132,552千円、建設改良積立金 150,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 682,280千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 1,000千円

第1項 国庫補助金 1千円

第2項 受託工事受入金 1千円

第3項 雑収入 998千円

支 出

第1款 資本的支出	1,044,000千円
第1項 建設改良費	903,428千円
第2項 企業債償還金	132,552千円
第3項 投資	20千円
第4項 予備費	8,000千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 307,523千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第15号議案

平成31年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量	8,984,202㎡
2 主要な建設改良事業	
鬼怒左岸台地区工業用水道建設事業	事業費
	91,852千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	850,000千円	収	入
第1項 営業収益	540,257千円		
第2項 営業外収益	309,742千円		

1千円

第3項 特別利益

支出

第1款 工業用水道事業費用

771,000千円

第1項 営業費用

564,290千円

第2項 営業外費用

205,710千円

第3項 予備費

1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 169,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,822千円、減債積立金 5,000千円、建設改良積立金 100,000千円、長期借入金償還積立金50,000千円、過年度分損益勘定留保資金 6,178千円で補てんするものとする。）。

収入

第1款 資本的収入

10,000千円

第1項 負担金

9,705千円

第2項 工事負担金

1千円

第3項 雑収入

294千円

支出

第1款 資 本 的 支 出

179,000千円

第1項 建設改良費

91,951千円

第2項 企業償還金

13,049千円

第3項 長期借入金償還金

70,000千円

第4項 予備費

4,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

48,130千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成31年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第16号議案

平成31年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	60,678㎡
2	土地造成	事業費	823,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入
第1款 用地造成事業収益	2,114,000千円
第1項 営業収益	1,084,239千円
第2項 営業外収益	1,029,760千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 用地造成事業費用	1,948,000千円
第1項 営業費用	1,929,271千円
第2項 営業外費用	8,728千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 774,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,985千円及び過年度分損益勘定留保資金 703,015千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,751,000千円
第1項 企業債	1,617,000千円
第2項 基金収益	305千円
第3項 負担金	122,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円

第6項 雑 収 入	1,294千円			
支 出				
第1款 資 本 的 支 出	2,525,000千円			
第1項 建 設 改 良 費	941,695千円			
第2項 基 金 積 立 金	305千円			
第3項 企 業 債 償 還 金	1,578,000千円			
第4項 予 備 費	5,000千円			
(企業債)				

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 造 成 事 業 費	1,617,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費

133,352千円

平成31年2月13日 提出

栃木県知事 福田 富一

第17号議案

平成31年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	ゴルフ場事業	利用者数	33,000人
2	賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 経営総合管理事業収益	205,000千円	
第1項 営業外収益	205,000千円	
第2款 ゴルフ場事業収益	23,000千円	
第1項 営業収益	21,194千円	

第2項 営業外収益	1,806千円
第3款 賃貸ビル事業収益	178,000千円
第1項 営業収益	177,138千円
第2項 営業外収益	862千円
支 出	
第1款 経営総合管理事業費用	205,000千円
第1項 営業費用	189,386千円
第2項 営業外費用	15,614千円
第2款 ゴルフ場事業費用	22,000千円
第1項 営業費用	20,145千円
第2項 営業外費用	1,855千円
第3款 賃貸ビル事業費用	128,000千円
第1項 営業費用	119,728千円
第2項 営業外費用	8,272千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,000千円（ゴルフ場事業）及び

50,000千円（賃貸ビル事業）は、過年度分損益勘定留保資金61,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 ゴルフ場事業資本的収入		33,000千円
第1項 他会計繰入金		33,000千円
	支	出
第1款 ゴルフ場事業資本的支出		44,000千円
第1項 建設改良費		33,000千円
第2項 長期借入金償還金		11,000千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出		50,000千円
第1項 企業債償還金		20,000千円
第2項 長期借入金償還金		30,000千円
		(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 142,767千円 |
| 2 交際費 | 200千円 |

平成31年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一